

第80回 国有財産四国地方審議会

諮 問 事 項 説 明 資 料

諮問事項1

高知県高知市に所在する国有財産を、高知県に対し、
歴史等を学ぶ施設として売払いすることについて

令和2年11月4日(水)
財務省四国財務局

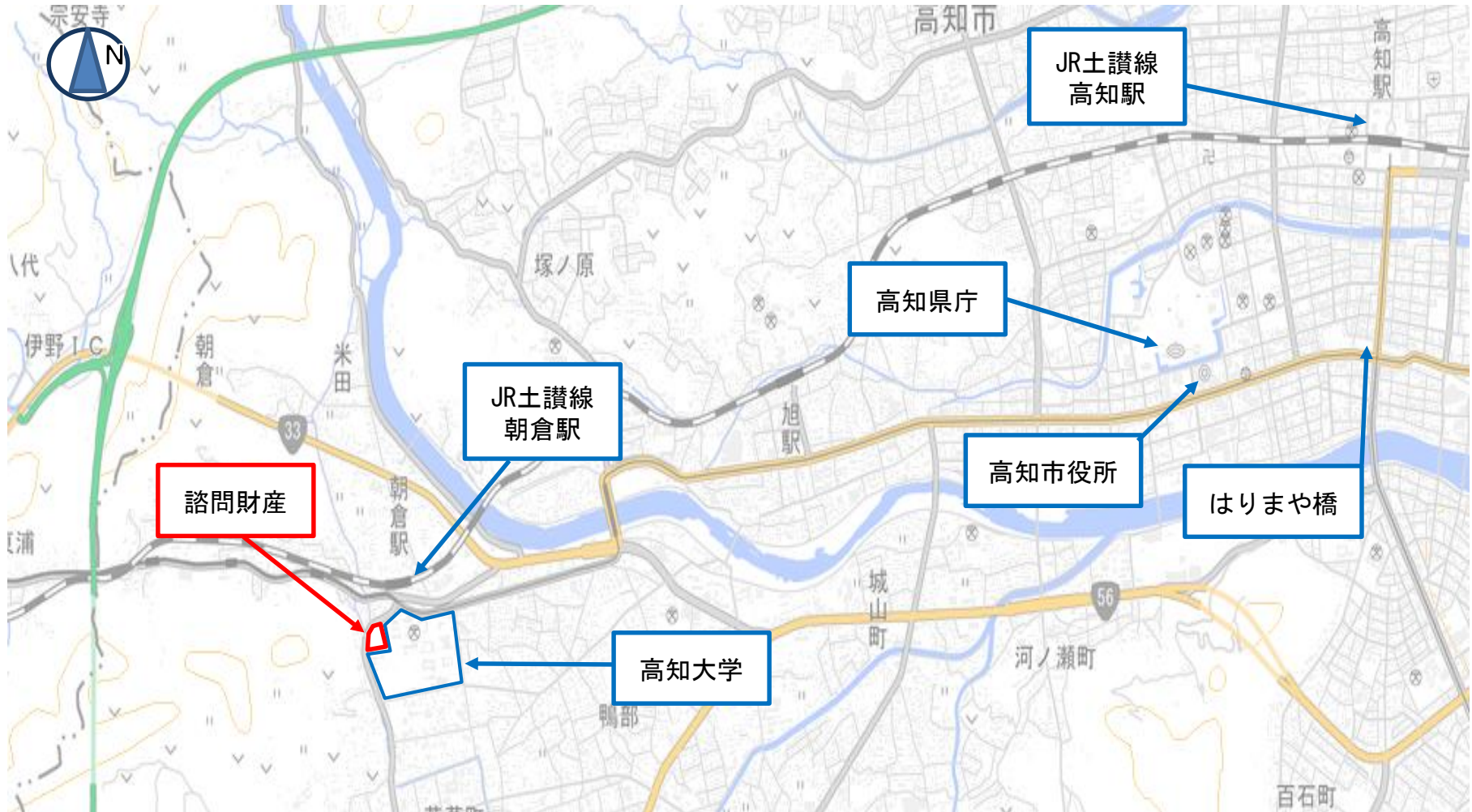


諮問事項(国有財産の売払い)の概要

所在地	高知県高知市曙町二丁目960番3
区分・数量	土地(宅地):5,516.94㎡、工作物(囲障ほか):一式、立木竹:105本 建物(事務所建ほか):1,080.29㎡／1,080.29㎡
用途地域等	用途地域:第一種住居地域 建ぺい率60%、容積率200%
財産の沿革	独立行政法人国立印刷局 高知出張所跡地 (旧陸軍歩兵第44連隊の兵営跡地)

処分等相手方	高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県知事 濱田 省司
利用計画	高知県の歴史等を学ぶ施設
処理区分	時価売払
契約方式	随意契約
契約根拠法令	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第21号
用途指定	無

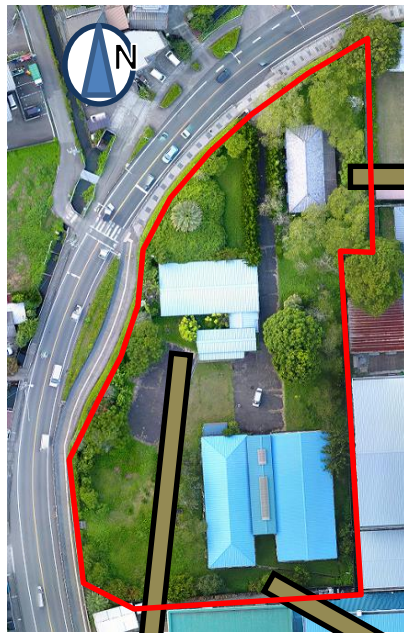
位置図



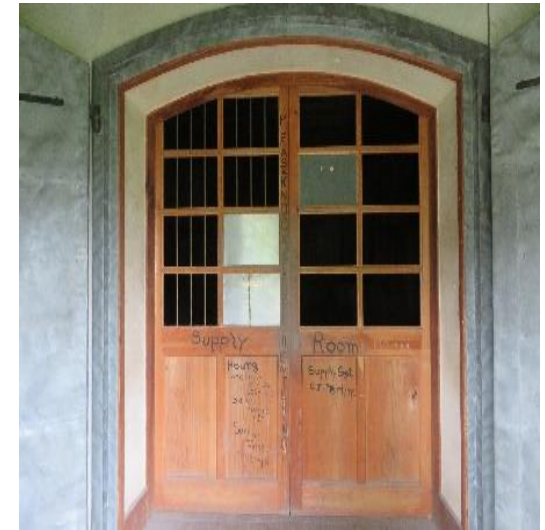
案内図



諮問財産写真



(旧陸軍弾薬庫)



(弾薬庫内部①)



(旧印刷局事務所)



(旧陸軍講堂)



(弾薬庫内部②)

国有地の利用計画（事業概要）

取得等要望者	高 知 県
用 途	高知県の歴史等を学ぶ施設
申 請 内 容 (概 要)	独立行政法人 国立印刷局 高知出張所跡地（以下、「44連隊跡地」という。）は、明治30年から昭和20年の間、高知県の郷土部隊である旧陸軍歩兵第44連隊（以下、「44連隊」という。）が兵営として利用した敷地の一部であり、ここから度重なる戦争に高知県関係者の多くが出征していった史実を知るために、高知県民において、戦争を体験した世代にとっても、戦後生まれの世代にとっても、大変重要な場所である。 44連隊跡地の保存活用については、本敷地内にある「旧弾薬庫」及び「旧講堂」を国登録有形文化財に登録し、修繕・耐震化を行ったうえで、周囲に点在する旧軍施設や遺構、あるいは、戦争体験者の証言などとも関連付けながら、小中学生をはじめとする県内のあらゆる世代が、44連隊及び関連部隊の歴史や時代背景について理解し、実際に残された建造物を活用し、資料の展示・公開を行う施設にすることで、「平和の尊さ」を感じ、学ぶことができる場として整備しようとするものである。

高知県利用計画図

旧陸軍歩兵第44連隊兵営跡
弾薬庫、講堂整備計画平面図

車両出入口

総合案内板

T1

登録有形文化財として活用予定
弾薬庫

解説板
T2

駐車場

解説板

登録有形文化財として活用予定
講堂

駐車場

植栽
総合案内板

大型車両出入口

0 5m 10m 20m
54/1530

*T1・T2はコンクリート製

第Ⅳ-3図 試案の配置図

高知県を処分等相手方と決定することが適当とした理由

1. 取得等要望の審査結果について

(1) 事業の必要性

戦争遺跡である旧陸軍歩兵第44連隊の跡地を取得し、歴史等を学ぶ施設として整備のうえ、幅広く見学者を受入れしようとするものであるが、近隣には類似の公的施設はなく、地元住民等からも保存要望のある旧弾薬庫及び旧講堂を保存・活用することとしており、必要性は認められる。

(2) 事業の緊急性

活用予定の旧弾薬庫及び旧講堂は、建築から100年以上を経ているとされており老朽化が進んでいるため、出来るだけ早期に修復・改修を行う必要があり、緊急性は認められる。

(3) 事業の実現性

令和2年2月の県議会総務委員会において、本財産の取得及び事業方針について了解を得たのち、本会議で、令和2年度予算として鑑定評価手数料等が審議・議決されており、取得費については、令和3年度予算に計上予定であり、事業の実現性はあるものとして認められる。

(4) 利用計画の妥当性

戦争遺跡である建物を、現存する状態で国登録有形文化財に登録のうえ保存し、展示施設等として広く県民等に一般公開するものであり、利用計画は妥当なものと認められる。

2. 処分等相手方としての適否について

提出された利用計画に基づき処分等相手方としての適否を審査した結果、上記のとおり適当と認められることから、高知県を処分等相手方として決定することとしたい。

<参考条文 抄>

会計法（昭和22年3月31日法律第35号）<抜粋>

第二十九条の三

5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）<抜粋>

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

（指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議）

第一百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

包括協議事項（平成13年10月29日付財理第3660号）<抜粋>

第1 予算決算及び会計令第99条第20号から第22号までの規定に係る協議事項

（二） 第21号「公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき」に該当するもののうち、

1 次の各号に掲げる施設又は事業の用に供するため、必要な物件を直接に当該施設の経営又は事業の実施に当たる公共団体、公益法人その他の事業者売り払い、又は貸し付けるとき。

（31） 上記各号に定めるもののほか、公共団体において直接公共の用に供する施設又は公共団体の事務、事業若しくは職員の住宅の用に供する施設。

第80回 国有財産四国地方審議会

諮 問 事 項 説 明 資 料

諮問事項2

香川県高松市に所在する国有財産を、社会福祉法人
に対し売払いすることについて

令和2年11月4日(水)
財 務 省 四 国 財 務 局



諮問事項(国有財産の売払い)の概要

所在地	香川県高松市中野町26番2
区分・数量	土地:(宅地)2,417.92m ² 立木竹:(樹木)50本 建物:(事務所建ほか)建1,043.19m ² 延4,576.04m ² 工作物:(囲障ほか)一式
用途地域等	用途地域:近隣商業地域 建ぺい率80%、容積率300% 「栗林公園周辺景観形成重点地区」「栗林公園北部地区地区計画」
処分等相手方	香川県高松市宮脇町二丁目37番21号 社会福祉法人さぬき 理事長 藤目 真皓
利用計画	特別養護老人ホーム敷地
処理区分	時価売払
契約方式	随意契約
契約根拠法令	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第21号
用途指定	有:10年(特別養護老人ホーム敷地)

位置図



案内図



財務省 四国財務局
SHIKOKU Local finance bureau Ministry of Finance



出典: 国土地理院ホームページ (<https://maps.gsi.go.jp/>)
コンテンツを編集・加工して作成



南東より撮影

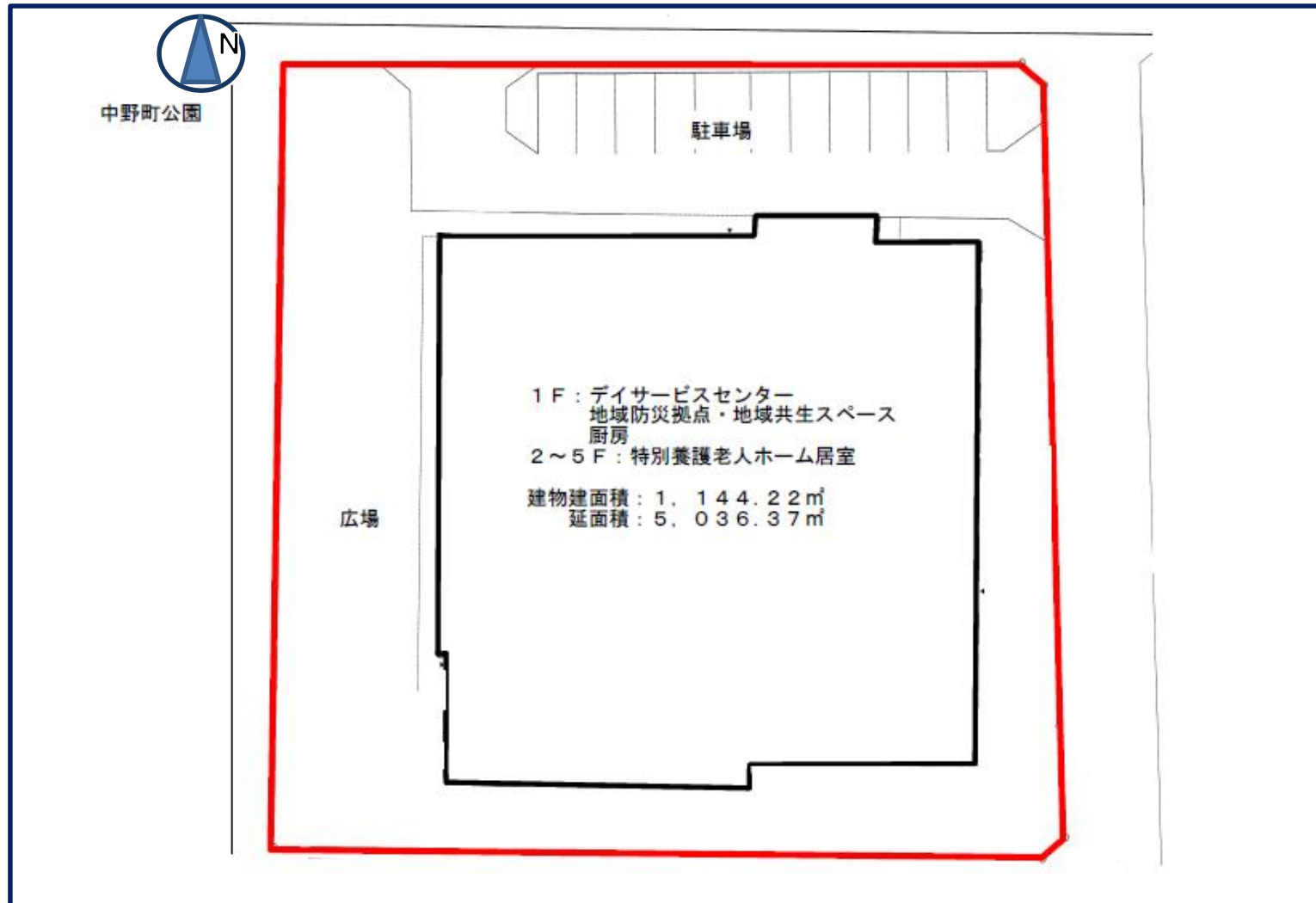
北西より撮影



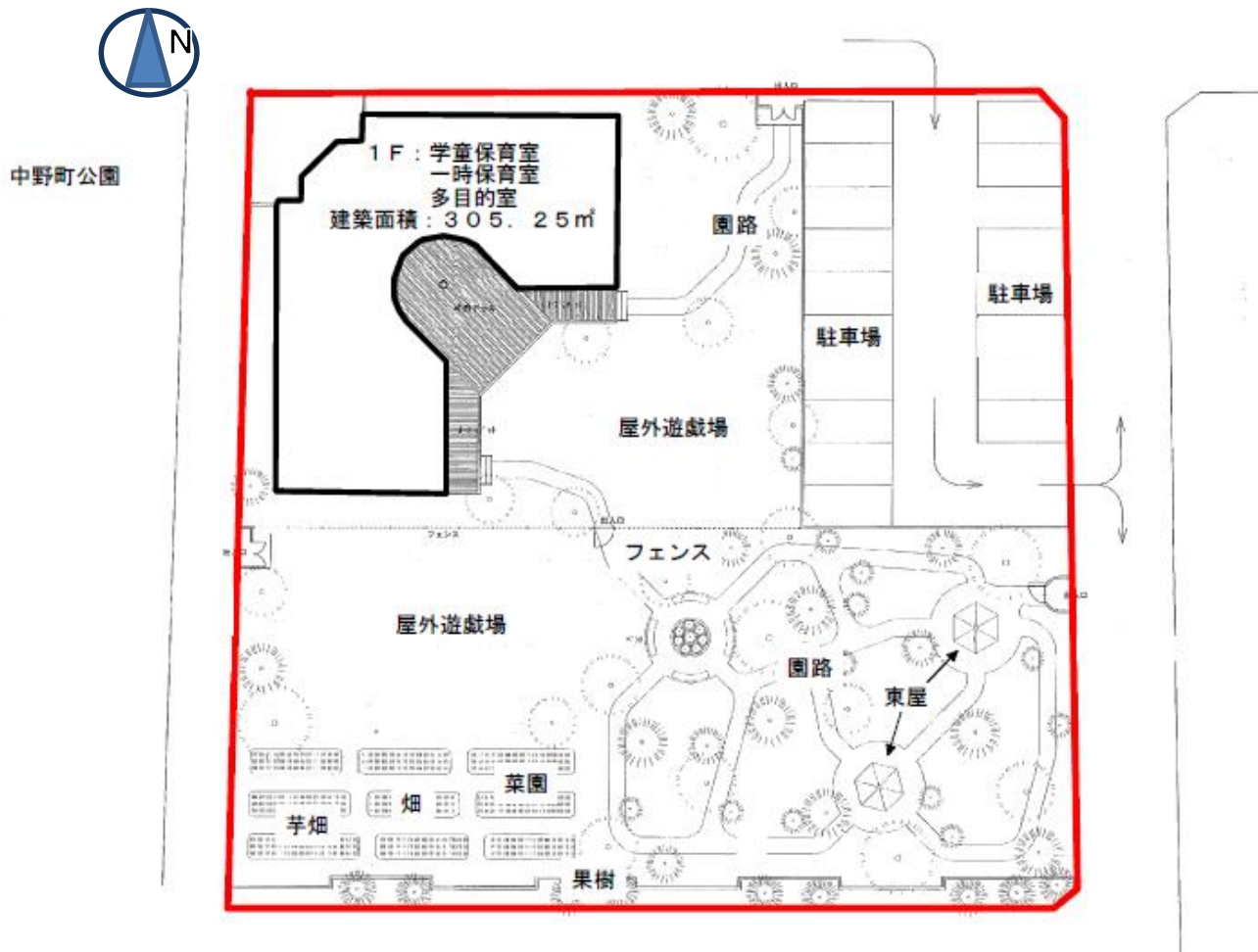
国有地の利用計画（事業概要）

取 得 等 者	社会福祉法人さぬき (代表者) 理事長 藤目 真皓 香川県高松市宮脇町二丁目37番21号	社会福祉法人つくし福祉会 (代表者) 理事長 荒井 修二 香川県高松市西春日町1407番地
用 途	特別養護老人ホーム敷地	放課後児童クラブ敷地
申 請 内 容 (概要)	当法人は、社会福祉事業を行うことを目的に社会福祉法に基づく非営利法人として設立され、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、デイサービスセンター、ホームヘルプステーション、老人介護支援センター、ショートステイ、ケアハウスの各事業を運営している。 現施設は、高松市宮脇町の峰山の中腹（標高32m）に所在しているため、アクセスの面に難があるほか、周辺地区は平成10年度に「土砂崩れ危険区域」に指定され、入所者の安全確保の観点から、早期移転が求められている。 しかしながら、特別養護老人ホームの移転改築は、高松市の方針上、既存施設と同一日常生活圏域内での整備が条件となっており、近隣に現施設の移転が可能な敷地面積を有する適地がないため、移転ができず今日に至っている。 今回、四国財務局跡地は、現施設と同一日常生活圏域内にあり、面積的にも特別養護老人ホームを始め、併設するデイサービスセンター等の移転が可能であることから、本財産を取得し、現施設を移転しようとするものである。 なお、施設の建設計画については、鉄筋コンクリート造5階建、延面積1,144.22㎡、延面積5,036.37㎡とし、1階にデイサービスセンター、地域防災拠点・地域共生スペース等を設置する。また、2～5階については、特別養護老人ホームの居室を整備することとしている。	当法人は、第二種社会福祉事業である、保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業をそれぞれ経営することを目的として設立された社会福祉法人であり、現在、認定こども園中野保育所、中野保育所子育て支援センターめだかのがっこう、西春日保育所、西春日保育所地域子育て支援センターピノキオ館を運営している。 現在、亀阜校区内にある中野保育所において、保護者等から公立の放課後児童クラブが満杯であるため、当保育所において放課後児童クラブを実施して欲しいという声があり、それに応えたいと思っていたが、近隣に適地がないことから事業が実現できず、今日に至っている。 今回、隣接する四国財務局跡地に関して、公用公共用による取得等要望の受付があると聞き、本財産を取得して、40人規模の放課後児童クラブを設置することにより待機児童を解消し、加えて、同事業の一環として放課後児童クラブの子供たちと地域のお年寄りも含めた地域住民との交流を行うことにより、地域に貢献したいと考えたものである。 なお、施設の建設計画については、建物は鉄骨造平屋建305.25㎡とし、学童保育室、一時保育室、多目的室を整備すると共に、屋外には、放課後児童クラブの子供たちが地域住民と交流できるよう、畑や菜園などを整備することとしている。

社会福祉法人さぬき利用計画図



社会福祉法人つくし福祉会利用計画図



社会福祉法人さぬきを処分等相手方と決定することが適当とした理由(表形式)

取得等者	社会福祉法人さぬき	社会福祉法人つくし福祉会	社会福祉法人さぬき	社会福祉法人つくし福祉会	2者の比較結果 (優位性が認められる者)
審査通達	最適利用通達※による審査結果 (処分等相手方としての適否)		複数要望審査通達※による審査結果 (事業内容の優先度比較)		
事業の 必要性	○	○	○	△	社会福祉法人 さぬき
事業の 緊急性	○	○	○	△	社会福祉法人 さぬき
事業の 実現性	○	○	○	○	
利用計画の 妥当性	○	○	○	○	
審査結果	社会福祉法人さぬき及び社会福祉法人つくし福祉会については、いずれも事業の必要性、緊急性、実現性、利用計画の妥当性等の点で問題はなく、随意契約の適格性についても認められることから、処分等相手方として適切な者であると認められる。 そのうえで、2者について比較審査したところ、事業の必要性及び緊急性の点で、社会福祉法人さぬきに優位性が認められ、事業の実現性、利用計画の妥当性、その他通達に定める留意点については2者に特段の優劣は認められなかった。 以上のことを総合的に判断し、社会福祉法人さぬきを処分等相手方として決定したい。				

※最適利用通達…財務省理財局発出の、令和元年9月20日付「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について」通達。

未利用国有地の有効活用にかかる内容のほか、未利用国有地を地方公共団体や福祉法人等に対して処分する場合の審査項目等が示されている。

※複数要望審査通達…財務省理財局発出の、平成23年5月23日付「未利用国有地等に複数の要望がなされた場合の審査基準について」通達。

同一の未利用国有地に対して複数の地方公共団体や福祉法人等から取得等要望が提出された場合の、審査基準や留意事項等が示されている。

<参考条文 抄>



会計法（昭和22年3月31日法律第35号）<抜粋>

第二十九条の三

5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）<抜粋>

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

（指名競争に付し又は随意契約による場合の財務大臣への協議）

第二百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約による場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

包括協議事項（平成13年10月29日付財理第3660号）<抜粋>

第1 予算決算及び会計令第99条第20号から第22号までの規定に係る協議事項

（二） 第21号「公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき」に該当するもののうち、

1 次の各号に掲げる施設又は事業の用に供するため、必要な物件を直接に当該施設の経営又は事業の実施に当たる公共団体、公益法人その他の事業者売り払い、又は貸し付けるとき。

（5） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下、この号において「福祉施設」という。）であって、地方公共団体若しくは社会福祉法人が経営するもの又は地方公共団体が土地を取得若しくは借受けし、福祉施設を経営する事業者に転貸するもの。

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）<抜粋>

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

第80回 国有財産四国地方審議会

報告事項資料

報告事項1

留保財産の状況について

※第79回国有財産四国地方審議会において適当との答申のあった事案

令和2年11月4日(水)
財務省四国財務局



1. 留保財産の概要

(1) 旧四国管区警察局

物件の概要

所在地：高松市中野町 1 9 番 1 3

面積：土地 3,317.02㎡

建物 建1,335.23㎡／延4,858.36㎡

用途地域：近隣商業地域

建ぺい率・容積率：80%・300%

最寄りの交通機関等：JR栗林公園北口駅
(西方約0.2km)



建物南東側から撮影

(2) 旧高松第二地方合同庁舎

物件の概要

所在地：高松市松島町一丁目 1 7 番 1 3、
1 7 番 1 6

面積：土地 3,743.36㎡

建物 建1,412.76㎡／延7,046.07㎡

用途地域：第一種住居（一部、近隣商業）地域

建ぺい率・容積率：71.5%・207% ※

※第一種住居地域と近隣商業地域の面積案分

最寄りの交通機関等：ことでん今橋駅
(北方約0.2km)



建物南東側から撮影

2. 利用方針検討の流れ①

前回の地方審議会(R元年9月)～ 現在まで

1. 活用に向けた検討素材の収集

留保財産の概要やこれまでの経緯、財産に係る使用制限、周辺地域の状況などを調査

2. 国公有地の再開発に係る勉強会を開催

UR都市機構から講師を招聘し、香川県・高松市と共に国公有地の再開発事業の知識習得を目的とした勉強会を開催

3. 民間事業者等ヒアリングを実施

民間のヒアリングを通じて、留保財産の利用可能性などのニーズを事前調査

【ヒアリング時に事業者から出された活用イメージ】

旧四国管区警察局

- ・医療・福祉施設等複合施設
- ・マンション等複合施設
- ・宿泊施設等複合施設 など

旧高松第二地方合同庁舎

- ・マンション等複合施設
- ・文教施設等複合施設
- ・防災関連等複合施設 など

2. 利用方針検討の流れ②

今後、実施予定

1. 地域住民等の意見を聴取

国の利用方針素案の作成にあたり、高松市の協力を得て、地域住民から意見を聴取

2. マーケットサウンディング(市場調査)の実施

利用方針案の検討のため、民間事業者等を対象としたマーケットサウンディング(市場調査)を実施

3. 利用方針案の作成

調査結果を整理検討し、香川県や高松市からの意見を踏まえつつ、導入機能や定期借地権による貸付条件などをまとめ、利用方針案を作成

4. 国有財産四国地方審議会へ利用方針案を諮問

利用方針案を地方審議会へ諮問し、適当との答申が得られれば、利用方針を策定

第80回 国有財産四国地方審議会

報告事項資料

報告事項2

「香川県丸亀市に所在する国有財産の売払いについて」
の処理結果

※第79回国有財産四国地方審議会において適当との答申のあった事案

令和2年11月4日(水)
財務省四国財務局



報告事項(国有財産の売払い)の概要

所 管 ・ 会 計 名	財務省所管一般会計
口 座 名	旧高松地方裁判所丸亀支部・丸亀簡易裁判所庁舎
所 在 地	香川県丸亀市大手町三丁目1番33
区 分 ・ 数 量	土 地:(宅地)2,050.60m ² 工作物:(囲障)一式

報告事項(国有財産の売払い)の概要

処 分 相 手 方	愛媛県今治市南大門町二丁目2番地の4 四国ガス株式会社 代表取締役 片山 泰志
利 用 計 画	四国ガス株式会社 丸亀支店敷地
処 理 区 分	時 価 売 払(用途指定:有)
処 理 の 内 容	売買契約締結 令和2年3月16日 (契約金額 160,000,000円) 売買代金納入 令和2年3月16日

位置図



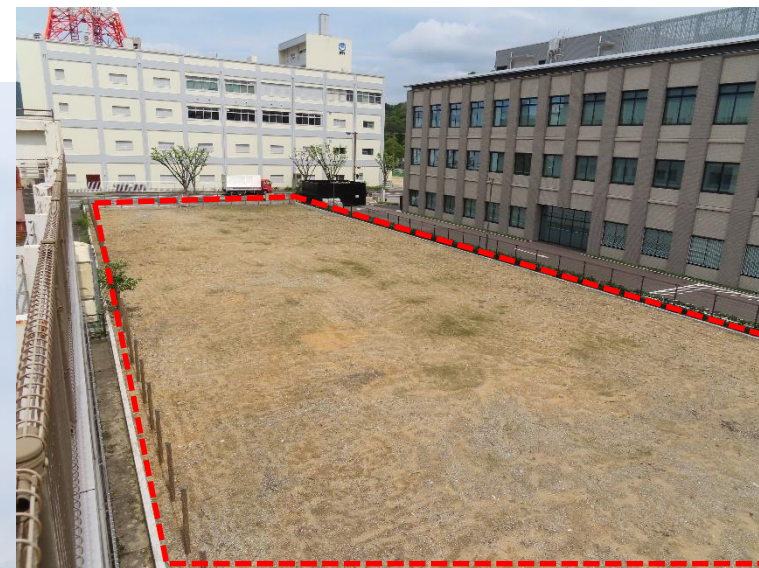
案内図



対象財産写真

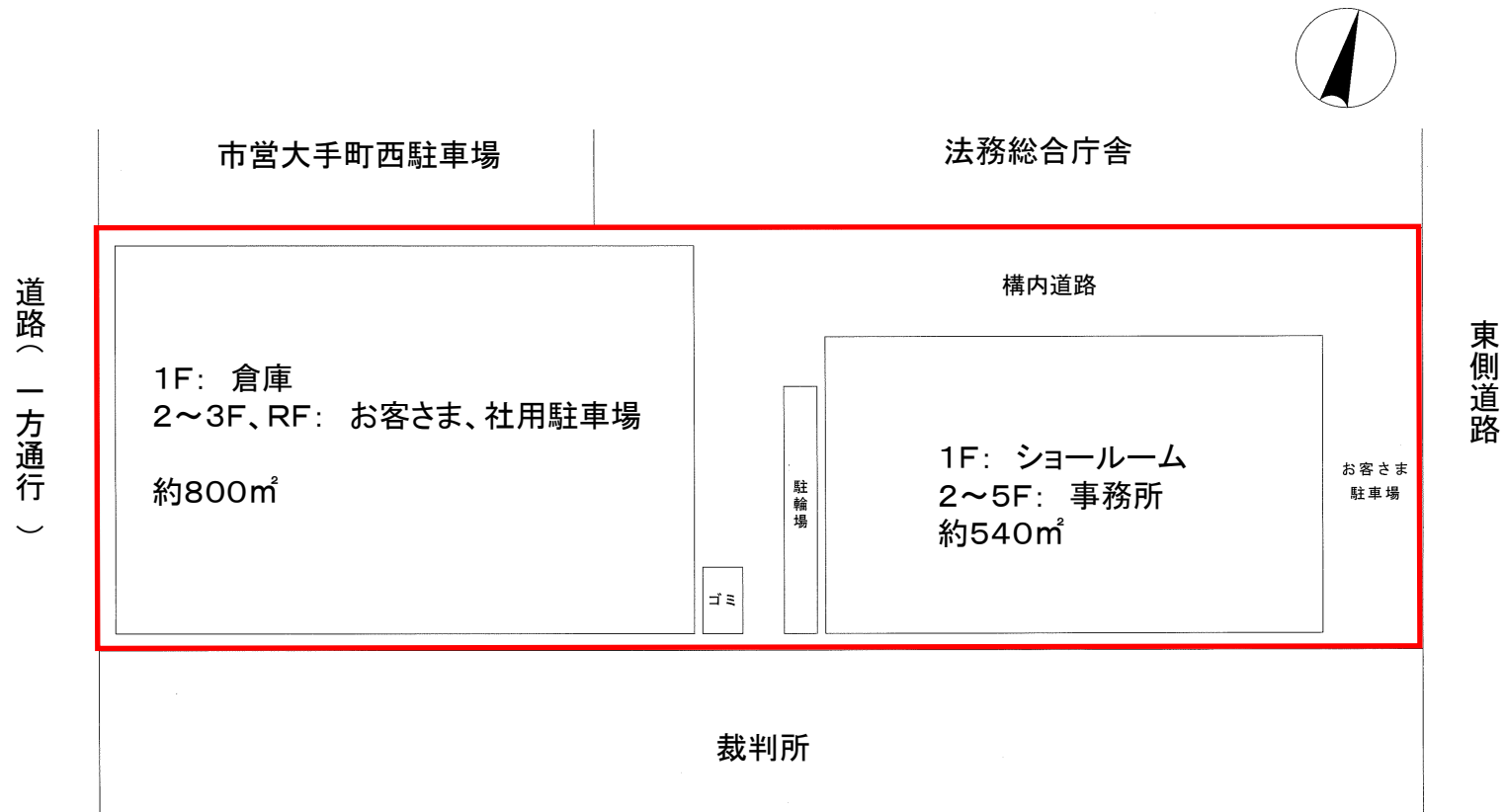


東側道路より撮影



西側より撮影

四国ガス株式会社利用計画図



施設の整備予定

丸 亀 支 店 の 整 備 計 画	令和2年度 建物設計、埋蔵文化財調査 令和3年度 基礎工事および建物工事着工 令和4年度 建物工事完成、使用開始
----------------------	---

第80回 国有財産四国地方審議会

報告事項資料

報告事項3

庁舎等使用調整計画について

報告事項4

国有財産法第10条に基づく調整事項について

令和2年11月4日(水)
財務省四国財務局



庁舎等の使用調整

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(抜粋) (昭和32年法律第115号)

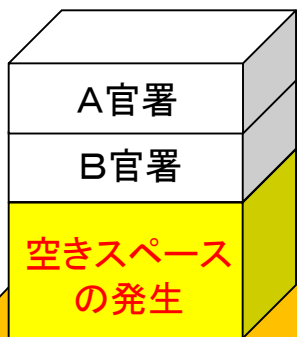
(用語の定義)

第2条 (略)

3 この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適切かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。

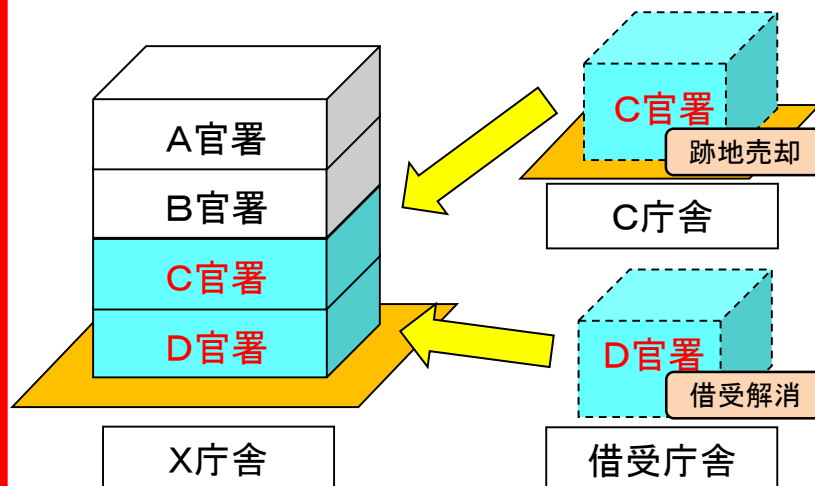
庁舎等の使用調整

使用調整前



- 官署統廃合
- 実地監査 など

使用調整計画の策定



効果

- 借受費用の縮減
- 売却可能財産の創出
- 分散解消
- 新たな行政需要対応
- 耐震性の確保
- 老朽・狭あい解消
- など

国有財産法第10条及び 庁舎法第3条・第3条の2

- 庁舎等の実地監査
- 官署の統廃合
- 各省庁からの要請
- 庁舎等使用現況及び
見込報告書からの情報

地方有識者からの
意見聴取

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法 (庁舎法)第4条に基づく使用調整

使用調整計画案の策定

財政制度等審議会
への付議

使用調整計画の決定
(財務大臣)

各省庁へ通知

各省庁において実施

高松港湾空港工事事務所第二庁舎・高松港湾合同庁舎 の使用調整計画の変更(変更・新規策定)

高松サンポート合同庁舎(南館)の
完成に伴い四国運輸局が移転

高松サンポート合同庁舎
(南館)

移転後の空きスペースに高松
港湾空港整備事務所が移転

高松港湾合同庁舎
【四国運輸局ほか】

高松出入国在留管理局の増員
に伴い生じる狭隘の解消のた
め審査部門を移転

建物解体のうえ土地
を香川県に返還

高松港湾空港工事事務所
第二庁舎
【高松港湾空港整備事務所】

高松法務合同庁舎
【高松出入国在留管理局ほか】

計画の変更

引き続き庁舎
として活用

既存計画【H28.2.23策定】

使用調整計画の変更・策定
【R2.3.6策定】

高松港湾空港工事事務所第二庁舎・高松港湾合同庁舎(位置図)



高松港湾空港工事事務所第二庁舎の使用調整計画

四国地方整備局高松港湾空港整備事務所の高松港湾合同庁舎への移転により生じる空きスペースの活用

【高松港湾空港工事事務所第二庁舎】



〔所在地〕

香川県高松市浜ノ町72-9

〔敷地概要〕

敷地1,263㎡(香川県より借受)

〔建物概要〕

鉄筋コンクリート造

平成10年築

地上2階

建 414㎡／延 773㎡

〔使用官署及びその使用の状況〕

高松港湾空港整備事務所(事務室等)

(注) 高松港湾合同庁舎へ移転予定

【使用調整の内容】

〈現入居官署〉

使用官署名等	使用面積
高松港湾空港整備事務所 (令和2年度、高松港湾合庁に移転)	774㎡

〈新規入居官署〉

入居予定官署名等	調整面積
高松出入国在留管理局 (令和2年度以降、高松法務合庁から移転)	774㎡



【新たな行政需要への対応】

在留・管理支援体制強化等のための増員

【狭あい解消】

増員に伴い生じる更なる狭あいの解消(同局審査部門を移転)

※高松法務合同庁舎は引き続き同局(審査部門以外)が使用。

※平成28年2月に策定した庁舎等使用調整計画において、高松港湾空港整備事務所が高松港湾合同庁舎へ移転することにより、借受解消となる見込みであったが、本使用調整計画に基づき、高松出入国在留管理局が本庁舎へ入居することとなり、敷地は香川県から引き続き借受けすることとなる。

庁舎等使用調整計画について

高松港湾合同庁舎の使用調整計画の変更

四国地方整備局高松港湾空港整備事務所の高松港湾合同庁舎の移転により生じる空きスペースの活用
〔高松港湾合同庁舎の使用調整計画の変更(高松港湾空港工事事務所第二庁舎)〕

【高松港湾合同庁舎】



〔所在地〕
香川県高松市朝日新町1-5
〔敷地概要〕
5,066㎡
〔建物概要〕
鉄筋コンクリート造 ほか
昭和54年9月築 ほか
地上6階、地下1階
建1,288㎡/延5,290㎡

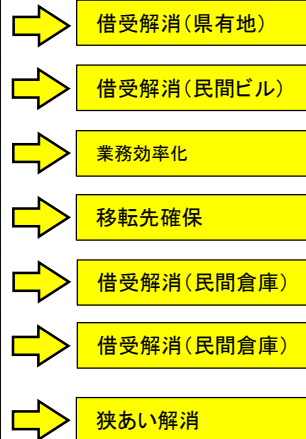
〔使用官署及びその使用の状況〕

- ・四国運輸局 1,914.16㎡(事務室等)
- ・神戸税関
坂出税関支署高松出張所 291.33㎡(事務室等)
- ・第六管区海上保安本部
高松海上保安部 1,122.10㎡(事務室等)
- ・共用部分 1,963.20㎡

(注)下線の官署が移転

【使用調整の内容】

入居予定官署名等	調整面積	方法・時期
高松港湾空港整備事務所	535.92㎡	移転 平成30年度以降
高松港湾空港技術調査事務所	357.35㎡	移転 平成30年度以降
高松国税局 (書庫)	158.04㎡	移転 平成30年度以降
四国行政評価支局 (書庫)	60.72㎡	移転 平成30年度以降
四国厚生支局 (書庫)	107.92㎡	移転 平成30年度以降
香川労働局 (書庫)	60.71㎡	移転 平成30年度以降
既存入居官署調整 (神戸税関43.27㎡) (第六管区海上保安本部126.83㎡)	170.10㎡	拡充 平成30年度以降
共用部分への移行 (共用会議室ほか)	463.40㎡	転用 平成30年度以降
合 計	1,914.16㎡	



(変更後)

借地上の庁舎に高松出入国在留管理局が入居

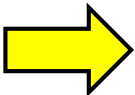
- ・平成28年2月に四国運輸局の高松サンポート合同庁舎への移転に伴う空きスペースの活用に係る庁舎等使用調整計画を策定。
- ・高松港湾空港整備事務所が高松港湾合同庁舎へ移転することにより、当該敷地は借受け解消となる見込みであったが、その後、高松出入国在留管理局が入居することとなり、敷地は引き続き借受けすることになった。

参 考（使用調整計画の策定基準）

- 使用調整計画について
 - ・調整対象面積（効率的な使用を図ることが必要と認められる床面積）が生じた場合に実施
- 使用調整が生じる理由
 - ・官署の統廃合、人員の減少 ほか

見直し前

調整対象面積	調整等の内容
600㎡以上	使用調整計画の策定 ⇒財政制度審議会に付議
150㎡以上 600㎡未満	国有財産法第10条 に基づく調整 ⇒財務局長が調整
150㎡未満	—



見直し後（令和元年9月20日改正）

調整対象面積 （地方庁舎）		調整等の内容
2,000㎡以上		使用調整計画の策定 ⇒財政制度審議会に付議
600㎡以上 2,000㎡未満	50%以上 〔調整対象面積 全体面積〕	
	50%未満 〔調整対象面積 全体面積〕	国有財産法第10条に 基づく調整 ⇒財務局長が調整
150㎡以上 600㎡未満		
150㎡未満		—

国有財産法第10条に基づく調整事項

年度	No	庁舎名（入居官署）	調 整 面 積	使用する官署	調整通知 年 月 日	備 考
R元	1	高松サポート合同庁舎（北館） （四国厚生支局） （香川労働局） （香川労働基準監督署） （四国経済産業局） （中四国産業保安監督部四国支部） （四国地方整備局）	約54㎡	香川労働局	R元11.25	【狭あい解消】 入居官署である香川労働局の狭あい解消のため、他の入居官署が使用しないこととなったスペースを関係先と調整のうえ、使用させることとしたもの。
	2	土佐山田地方合同庁舎 （高知地方法務局香美支局） （高知公共職業安定所香美出張所） （中四国農政局四国土地改良調査事務所 南国分室）	約300㎡	中国四国農政局 高知南国農地整備事業所	R2.2.19	【新たな行政需要への対応】 入居官署である四国土地改良調査事務所南国分室が高知南国農地整備事務所へ組織改編したことに伴う人員増への対応のため、他の入居官署が使用しないこととなったスペースを関係先と調整のうえ、使用させることとしたもの。